

保険事故発生の際には

リース物件に保険事故が発生したときは、リース契約書の定めにより直ちにオリックス株式会社営業担当者までご連絡いただき、必要書類をご提供願います。

<連絡事項>

1. リース契約番号
2. 事故発生の日時、場所
3. 事故のあった物件名、および損害程度
4. 事故の原因

<必要な書類>

火 災 事 故

1. リース物件についての消防署の罹災証明書
2. 被害報告書
3. 修理見積書
4. 写真（事故物件と事故現場全体）

盗 難

1. 警察署の盗難届出証明（被害報告書備考欄に受理番号を明記）
2. 被害報告書（届出署の正式名称ならびに電話番号と担当官も付記）

破損その他の事故

1. 被害報告書
2. 修理見積書
3. 写真とその説明文(破損箇所または修理箇所および全体図がよくわかるもの)

リース物件動産総合保険

オリックス株式会社は、不測の事故にそなえてリース物件に「動産総合保険」を付しています。

この保険によって、火災・盗難などリース物件に生ずる多くの損害がてん補されますが、地震その他、特定の原因による事故は、損害てん補の対象とはなりません。(次項第3項保険金が支払われる損害、第4項保険金が支払われない損害をご参照ください。)

リース物件に保険事故が発生した場合には、直ちにオリックス株式会社にご連絡ください。

リース物件動産総合保険の概要

1. この保険の対象となるもの

オリックス株式会社は、原則として全てのリース物件（動産）に動産総合保険を付しています。ただし、下記の物件はこの保険の対象となりません。^{※1}

〔動産総合保険対象外物件〕

1. 自動車、航空機（グライダーを含む）、船舶（営業用で5t未満、非営業用で20t未満のものを除く）、鉄道車両等
2. プラント一式、海上コンテナ、発電設備（容量が500KVA（500kW）以上のもの）^{※2}・ボイラー（労働基準監督署の性能検査を必要とするもの）等、浮ドック・浮桟橋等の海洋機器
3. 不動産および不動産に準ずるもの（石油・ガスタンク類、エレベーター、エスカレーター、固定式荷役設備、リフト、建物付属設備等）
4. 部品類、消耗品類

※1 この保険の対象から除外されている物件は、別途火災保険等を手配しますのでご相談ください。

※2 太陽光発電設備は別扱いとなり、容量に関わらず全て保険の対象となります。

2. 保険期間

オリックス株式会社は、リースが開始された日（借受証交付日）よりリースが終了する日まで、この保険を付しています。

3. 保険金が支払われる損害

この保険は次の第4項を除く日本国内における「偶然かつ外来の事故」によってリース物件に生じた全ての損害が保険金支払いの対象となります。

〔例〕

火災、水災^{※3}、盗難、破裂、爆発、落雷、風災、^{ひょう}雹災、雪災、衝突、航空機の墜落、自動車のとび込み、他物との接触、労働争議にともなう蛮行、取扱い不注意などによりリース物件に損害が生じたとき。

※3 水災による損害に関しては、借受証交付日が1999年4月1日以降のリース契約については、特別な物件を除き、原則として全てのリース物件に生じた損害に保険金が支払われます。

また、借受証交付日が1999年3月31日以前のリース契約については、次のリース物件に生じた損害についてのみ保険金が支払われます。（電子計算機、電子計算機付複合機械、事務用機器、事務所据付の放送・通信機器・ファクシミリ）

4. 保険金が支払われない損害

下記の損害は保険金支払の対象になりません。

1. 地震、噴火による損害
2. 故意または重大な過失による損害
3. 電氣的事故および機械的事故による損害（偶然・外来に起因するショート、スパーク、過電流等）^{※4}
4. 使用結果として生じる損耗・損害、またはリース物件の性質による錆、^{かび}黴、蒸れ、変質、変色、その他類似の事由、もしくはねずみ喰い、虫食いによる損害
5. 汚損・擦損・塗料の剥落等の単なる外観上の損傷で機能に直接関係ない損害
6. 修理・清掃等の作業中における過失、技術の拙劣による損害
7. 欠陥および加工着手後に生じた損害
8. 詐欺、横領、置き忘れ、紛失による損害
9. 戦争、暴動、その他の事変、差し押え、没収、核燃料物質による汚染（テロを含む）

※4 一部の物件においては、特約保険料を支払うことによって保険金支払の対象とすることができます。

5. 保険金額

リース契約書記載の各年度の規定損失金額が、当該年度のおよその保険金額となります。ただし、リース物件が複数ある場合、実際に支払われる保険金は、保険事故が発生したリース物件相当分のみとなりますのでご注意ください。

6. 損害による保険金の支払い

保険会社からオリックス株式会社へ全ての保険金が支払われます。支払われた保険金は、リース契約書に定める用途に使用します。ただし、免責金額については、貴社にご負担願います。

7. 割賦売買契約の保険

割賦売買契約の対象が「動産」であれば、リースの場合と同じ内容の動産総合保険が付されます。ただし、所有権留保解除した契約については、この保険を付すことはできません。

※売買契約書に規定損失金額、保険金額の記載はありません。